

沖縄県立八重山病院
会計案内表示システム
優先交渉権者決定基準

平成31年1月

沖縄県立八重山病院

1 はじめに

本書は、「沖縄県立八重山病院会計案内表示システム」に係るプロポーザルの優先交渉権者決定基準を定めるものである。

2 審査機関等

(1) 審査機関

本調達に係る審査及び評価については、沖縄県立八重山病院会計案内表示システム選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施する。

(2) 審査内容

選定委員会は、業務仕様書（以下「仕様書」という。）にて求める性能、機能及び技術等の要求要件を満たしているかの審査及び下記 3 に基づき付与する点数の審査等を行う。

3 優先交渉権者の決定方法

(1) 優先交渉権者の決定方法は、次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当する入札者のうち、4 から 5 に定める評価方法により算出された技術点と価格点を合計した総合評価点を選定委員会で審議のうえ、優先交渉権者を決定する。

ア 初期導入費用が、予め設定した予定価格の範囲内であること。

イ 「技術回答書（択一式回答方式）」（様式 5）に定める各要件の要求仕様において「必須」と表示したもの全てに対応が可能なこと。

ウ 総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、選定委員会にて審議して決定する。

(2) 技術点及び価格点の配分は下表のとおりとする。

評価要素			配点	合計得点 (上限)
A 技術点	技術回答書	択一式回答方式	300 点	700 点
		記述式回答方式	200 点	
		対面審査	200 点	
B 価格点	初期導入費用	300 点	300 点	
C 総合評価点	A + B			1,000 点

ア 総合評価点は 1,000 点満点とし、その得点配分は技術点を 700 点、価格点を 300 点とする。

イ 技術点は、択一式回答方式及び記述式回答方式、対面審査の得点の合計点とする。

ウ 価格点は、初期導入費用に対する得点とする。

4 技術回答の評価方法

(1) 技術回答は、各要件の要求仕様に対する応札者の対応方法等について当てはまるものを 1 つ選択して記号で回答する択一式回答方式と、要求仕様に対する具体的な実現方法等を記述にて回答する記述式回答方式の 2 種類とする。

(2) 技術回答の評価は、提出された技術回答書に対して、(4)に示す技術回答書評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき評価を行う。

(3) 技術回答の合計点数は 700 点満点とする。うち択一式回答方式の配点を 300 点満点、記述式回答方式の配点を 200 点満点、対面審査の配点を 200 点満点とし、各評価項目の配分は評価基準

に定める最高点を上限とする。

(4) 技術回答書の評価基準

技術回答書	評価項目	最高点
択一式回答 方式	1 会計案内表示システム	300
	択一式回答方式の合計点	300
記述式回答 方式	提案するシステム概要	・ 提案する各システムのメーカー、システム名、特徴 50
	構築方法	・ 構築体制表 ・ 本業務に含む部門システム及び別途調達システムを取りまとめる手法 50
	稼働直後のサポート内容	・ 当院との業務区分 ・ サポート期間 50
	類似業務の実績	・ 類似業務の実績一覧 ・ 今回の構築に役立つノウハウ 50
	記述式回答方式の合計点	200
対面審査	対面審査の合計点	200
技術回答の合計点		700

(5) 択一式回答方式の採点基準

ア 要求仕様に対する回答は、次のイに示す択一式回答選択肢及び配点に定める回答内容から該当するものを1つ選択して、記号で回答するものとし、選択された回答については、同項に示す配点に基づき採点し評価を行う。なお、回答に際しては、ウに示す回答条件を付加する。

イ 択一式回答の選択肢及び配点は下表のとおりとする。

記号	回答内容（対応方法）	配点
A	すべて満たすことができる。	5点
B	要求仕様通りではないが、一部対応可能（対応可能な部分は見積範囲に含む）。	2点
C	見積範囲外の費用負担にて対応可能。	0点
D	満たすことができない（記載なしはDとみなす）。	0点

ウ 回答条件は以下のとおりとする。

(ア) 回答 A は、すべて見積金額の範囲内で実現できるものとする。

(イ) 回答 A については、要求仕様の該当システムの機能で要求仕様を満たせない場合、同時に提案するシステムのいずれかの機能において、標準機能またはカスタマイズとして満たせれば可とする。その際、技術回答書（択一式回答方式）の備考欄に機能を実装したシステム名を記載し、要求仕様の実現性を明確に示すこと。

(ウ) 審査の必要に応じて、前記(イ)に記載された事項に対して、当院から記載内容について確認することがある。

(エ) 前記(ウ)の確認によって、事実と異なる回答であることが判明したときは、選定委員会で協議のうえ、当該要求仕様の回答を無効とし、回答 C とすることがある。

(オ) 一つの項目の要求仕様に対し 2 つ以上の回答を選択し記載した場合は、当該要求仕様の回答を無効とし、回答 C とする。

エ 各評価項目の技術点の算出方法は以下のとおりとする。なお、各評価項目の最高点は(4)による。

当該評価項目の技術点 = 当該評価項目の最高点 × 当該評価項目の仮得点の得点率

当該評価項目の仮得点の得点率は、加点項目を全て満たす場合（満点の場合）の仮得点の合計に対する、実際に獲得した仮得点の合計の割合である。

（小数点が出た場合には、小数点第 2 位を四捨五入）

オ 択一式回答方式の全体得点は、エで示した各評価項目における技術点の合計とする。

(6) 記述式回答方式の採点基準

ア 提出された技術回答書（記述式回答方式）（様式 6）については、(4)の評価基準に定める各評価項目についての回答内容が十分満足できるものであり、かつ、実現可能性が高いものであるか等について書類審査、対面審査時の回答により評価する。また、択一式回答方式の内容に疑義がある場合、対面審査時に併せて確認する。なお、各評価項目の最高点は上記(4)の評価基準による。

イ 各評価項目の評価及び配点は下表のとおりとする。

評 価	配 点
導入効果が非常に期待できる	100 点
導入効果が期待できる	75 点
現状維持に留まる	50 点
現状に劣る	25 点
現状より非常に劣る	0 点

(7) 対面審査の採点基準

ア 入札者が記述式回答方式の概要を説明し、その内容を選定委員会で評価する。

イ 評価及び配点は下表のとおりとする。

評 価	配 点
システム導入を安心して任せられる	100 点
システム導入を任せられる	75 点
ふつう	50 点
システム導入に不安を感じる	25 点
システム導入に非常に不安を感じる	0 点

5 価格の評価方法

価格評価は、300 点満点とし、初期導入費用の見積金額をもとに次の計算式により算出した点数とする。

価格点 = 該当費用に対する参加者の中での最低金額 ÷ 該当費用の見積金額 × 300 点

以上